

<出席者>

日本人類遺伝学会

松原 洋一 (理事長) (国立成育医療研究センター研究所長)

秦 健一郎 (評議員、幹事) (国立成育医療研究センター部長)

日本生殖医学会

苛原 稔 (理事長) (徳島大学教授)

日本遺伝子細胞治療学会

三谷 幸之介 (理事) (埼玉医科大学教授)

鐘ヶ江 裕美 (理事) (東京慈恵医科大学准教授)

法学専門家

樋口 範雄 (東京大学教授)

<欠席者>

日本産科婦人科学会

吉村 泰典 (慶応大学名誉教授・内閣府参与)

日本生殖医学会

石原 理 (常任理事) (埼玉医科大学教授)

社会科学専門家

武藤 香織 (東京大学医科学研究所教授)

<後日、趣旨に賛同して委員会へ参加することになった学会>

日本再生医療学会 (澤芳樹・理事長、森尾友宏・倫理委員会委員長)

日本ゲノム編集学会 (山本卓・代表理事)

〈これまでの経緯〉

- ・ 平成28年4月22日、生命倫理専門調査会が「ヒト受精卵へのゲノム編集技術を用いる研究について」の中間とりまとめ案を発表
- ・ 同日、4学会(日本遺伝子細胞治療学会、日本人類遺伝学会、日本産科婦人科学会、日本生殖医学会)がヒトゲノム編集についての共同提言を発表
- ・ 第100回生命倫理専門調査会(9月7日)において、実際の研究審査体制について検討
- ・ 第101回生命倫理専門調査会(10月21日)において、学会から審査体制の提案が行われた。内閣府／生命倫理専門調査会のとりまとめに基づき、実務を担う実働部隊として、学会が合同で協力し審査等をおこなう仕組みを提案

- ・ 海外での急速な研究進捗に鑑み、早急なゲノム編集研究の審査体制整備とその実施が求められる。合同ゲノム編集研究委員会はその実務を担当し、わが国における健全な基礎研究の推進に尽力したい。
- ・ 合同ゲノム編集研究委員会は、生命倫理専門調査会のとりまとめに基づき、学会が案を具体化しようとするものである。学会が自主的に決定し、勝手に研究の審査を行う組織ではない。
- ・ 全国的に認められた審査機関になるためには、内閣府や関連省庁(文部科学省、厚生労働省など)からの正式な支援(お墨付き)を得ることが不可欠である。
- ・ ゲノム編集技術は、特殊な設備を必要とせず、簡単な技術でしかも安価に「試す」ことができる。そのため、学術研究機関以外の施設において、研究をバイパスし、「医療」としてヒト受精卵に対して安易に実施されてしまう可能性がある。内閣府の守備範囲が科学技術に限られており、医療までは及ばないとされているが、規制が全く存在しないわが国の現状は極めて危険である。臨床応用について、わが国として早急に規制措置を講じる必要がある。このため、関連省庁との公式な連携が必要である。